

岡崎市私立幼稚園園児健康診断料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法第56号）第13条に規定する幼児の健康診断について、予算の範囲内において岡崎市私立幼稚園園児健康診断料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、私立幼稚園の振興を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、「私立幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により設置の認可を受けた私立の幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設を除く）をいう。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、市内にある私立幼稚園の設置者とする。

(補助金の対象及び額)

第5条 補助金の対象及び額は、別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条の規定により市費補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施前日までに市長に提出するものとする。

- (1) 岡崎市私立幼稚園園児健康診断料補助金に係る事業計画書（別紙1）
- (2) 岡崎市私立幼稚園園児健康診断補助事業に係る園児名簿一覧表（別紙2）
- (3) その他必要な書類

(計画変更等の承認)

第7条 前条の規定により提出した補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ、市費補助金等変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(市費補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第6条の交付申請又は前条の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて調査等を行い、市費補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、市費補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、申請者は、規則第10条の規定により市費補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の8月末日までに市長に提出するものとする。

(1) 明細書(別紙3)

(2) 岡崎市私立幼稚園園児健康診断補助事業精算調書(別紙4)

(3) 岡崎市私立幼稚園園児健康診断補助事業受検園児名簿一覧表(別紙5)

(4) 事業に要した経費の領収書の写し

(5) その他必要な書類

(市費補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき市費補助金の額を確定し、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(市費補助金の交付)

第11条 市費補助金は、前条の規定による市費補助金の額の確定後、市費補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月21日から施行し、平成17年度から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なお、その効力を有する。

(実績報告の提出に係る特例)

3 令和2年度に限り、第9条中「8月末日」を「3月末日」と読み替えるものとする。

4 令和3年度に限り、第9条中「8月末日」を「3月末日」と読み替えるものとする。

5 令和4年度に限り、第9条中「8月末日」を「12月末日」と読み替えるものとする。

6 令和5年度に限り、第9条中「8月末日」を「12月末日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

種 別	補助基本金額	限 度 額
内科検診	受検園児数×550 円 （定員を超える場合は定員数を上限）	内科検診に係る費用が補助基本金額を下回る場合は、その額とする。
歯科検診	受検園児数×460 円 （定員を超える場合は定員数を上限）	歯科検診に係る費用が補助基本金額を下回る場合は、その額とする。
尿検査	受検園児数×226 円 （定員を超える場合は定員数を上限）	検査に係る費用が補助基本金額を下回る場合は、その額とする。